教育企画総務課

議案第１８号

倉敷市教育委員会職員の職名および辞令式等に関する規則の改正について

倉敷市教育委員会職員の職名および辞令式等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和２年３月２６日提出

倉敷市教育委員会

教育長　井　上　正　義

倉敷市教育委員会職員の職名および辞令式等に関する規則の一部を改正する規則

倉敷市教育委員会職員の職名および辞令式等に関する規則（昭和５１年倉敷市教育委員会規則第６号）の一部を次のように改正する。

第３条中「室長」の次に「，課長代理」を，「館長」の次に，「，所長代理，館長代理」を，「副主任」の次に「，指導副主任」を加える。

第４条中「園長」の次に「，副園長」を加える。

別表第２の３の項の表を削る。

附　則

この規則は，令和２年４月１日から施行する。

提案理由

課長代理等の職の新設をすること並びに指導課に指導副主任及び幼稚園に副園長の職を新たに配置するため，規則を改正するものである。

倉敷市教育委員会職員の職名および辞令式等に関する規則（昭和51年倉敷市教育委員会規則第６号）新旧対照表

| 新 | 旧 |
| --- | --- |
| （職員の職）<br>第３条　職員の職として，次の職をおく。<br>教育次長，部長，参事，次長，副参事，課長，室長，**課長代理**，課長主幹，学事担当課長主幹，指導担当課長主幹，所長，館長，**所長代理，館長代理**，課長補佐，所長補佐，館長補佐，主幹，学事主幹，指導主幹，係長，主任，学事主任，指導主任，学校栄養主任，事務長，副主任，**指導副主任**，主事，技師，学芸員，司書，教師，養護教師，養護技師，栄養技師，実習助手，管理主事，庁務主事，校務主事，運転技師，給食調理技師<br>（公立学校教員の職）<br>第４条　市立学校の教員並びに市立幼稚園の園長及び教員の職として，次の職を置く。<br>園長，**副園長**，主任，教諭，養護教諭<br>（発令年月日及び発令者名）<br>別表第２（特別職の職員の場合）<br>１　採用<br>表は略<br>２　退職<br>表は略 | （職員の職）<br>第３条　職員の職として，次の職をおく。<br>教育次長，部長，参事，次長，副参事，課長，室長，課長主幹，学事担当課長主幹，指導担当課長主幹，所長，館長，課長補佐，所長補佐，館長補佐，主幹，学事主幹，指導主幹，係長，主任，学事主任，指導主任，学校栄養主任，事務長，副主任，主事，技師，学芸員，司書，教師，養護教師，養護技師，栄養技師，実習助手，管理主事，庁務主事，校務主事，運転技師，給食調理技師<br>（公立学校教員の職）<br>第４条　市立学校の教員並びに市立幼稚園の園長及び教員の職として，次の職を置く。<br>園長，主任，教諭，養護教諭<br>（発令年月日及び発令者名）<br>別表第２（特別職の職員の場合）<br>１　採用<br>表は略<br>２　退職<br>表は略<br>**３　嘱託**<br>**表は略** |